

# 2019年度岐阜県タグラグビー指導者講習会 実施要項

～タグラグビーを指導される方のための研修会～

- 1 目的 小中学校学習指導要領体育に例示された【タグラグビー】の学校体育への導入根拠や具体的な指導方法を学ぶ。タグラグビーというスポーツの特性やカリキュラムの組み方を講義で学び、タグを使った遊びや実際のゲームなどを体験し小中学生に指導ができるようにする。
- 2 主催 (公財)日本ラグビーフットボール協会  
岐阜県ラグビーフットボール協会
- 3 後援 岐阜新聞社、岐阜放送、岐阜県教育委員会
- 4 期日 2019年8月20日(火) 13:00～16:30(受付12:30～)
- 5 場所 関市立桜ヶ丘小学校体育館 及び 教室  
関市明生町4丁目1番1号
- 6 研修日程・内容  
【受付】12:30～13:00 体育館入り口付近  
【開講式】13:00～13:10 体育館  
【講習Ⅰ】13:10～13:40 『タグラグビーが注目される背景』  
【実技】13:40～15:00 『小中学校におけるタグラグビーの指導法』  
【講義Ⅱ】15:00～16:00 『小中学校の体育授業におけるタグラグビーの可能性』  
【閉校式】16:00～16:30 体育館
- 7 講師 佐藤 善人 先生 (東京学芸大学教育学部准教授)
- 8 参加申込 (1) 期限 2019年8月13日(火)  
(2) 申込先 〒501-6011 羽島郡岐南町八剣北4丁目110 奥田ビル8F  
岐阜県ラグビーフットボール協会 宛  
E-mail: [info@gifu-rfu.jp](mailto:info@gifu-rfu.jp)  
TEL: 080-5294-4790  
(3) 担当者 岐阜県立可児工業高等学校 体育科 小野木 隆  
TEL: 0574-62-1185 (代表)  
FAX: 0574-63-6765  

※担当宛に別紙参加申込書に必要事項を記入し、上記FAX・Eメールのいずれかでお申し込み下さい。
- 9 参加料 300円(保険料、諸費用を含む) ※参加費は当日徴収します。
- 10 その他 (1) 参加者は運動のできる服装・体育館シューズ・タオル・飲み物・筆記用具を準備して下さい。  
(2) 研修会中のケガは、応急処置のみを行います。それ以外は保険適用内とします。会場校や主催者側は、ケガや病気について一切責任を負えませんのでご了承下さる方のみご参加下さい。  
(3) この講習会の受講により、【タグラグビーティーチャー(小中学校の体育授業、その他の社会体育の現場でタグラグビーを指導できる力量を持つと証される)】認定証が日本ラグビーフットボール協会より付与されます。  
(4) 暴風雨警報等の発令時には、参加者代表者へ連絡させていただきます。参加申込書に連絡先を正確に記入願います。

## 参考資料 次期小中学校学習指導要領へのタグラグビー明記について

平成29年7月、「中学校学習指導要領解説 保健体育編」に初めて「タグラグビー」が例示されました。

平成29年3月、「小学校学習指導要領 体育」においてタグラグビーが、第5学年及び第6学年のボール運動として明記されました。

### 「小学校学習指導要領 体育」より

#### P125 例示【第1学年及び第2学年】Eゲーム

ゲームについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、易しいゲームをすること。  
ア ボールゲームでは、簡単なボール操作と攻めや守りの動きによって、易しいゲームをすること。  
イ 鬼遊びでは、一定の区域で、逃げる、追いかける、陣地を取り合うなどをする

#### P128 例示【第3学年及び第4学年】Eゲーム

ゲームについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方を知るとともに、易しいゲームをすること。  
ア ゴール型ゲームでは、基本的なボール操作とボールを持たないときの動きによって、易しいゲームをすること。

#### P129 例示 3 内容の取扱い

- (3) 内容の「Eゲーム」の(1)のアについては、味方チームと相手チームが入り交じって得点を取り合うゲーム及び陣地を取り合うゲームを取り扱うものとする。

#### P132 例示【第5学年及び第6学年】Eボール運動

ボール運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、その技能を身に付け、簡易化されたゲームをすること。  
ア ゴール型では、ボール操作とボールを持たないときの動きによって、簡易化されたゲームをすること。

#### P134 例示 3 内容の取扱い

- (5) 内容の「Eボール運動」の(1)については、アはバスケットボール及びサッカーを、イはソフトバレーボールを、ウはソフトボールを主として取り扱うものとするが、これらに替えてハンドボール、**タグラグビー**、フラッグフットボールなどア、イ及びウの型に応じたその他のボール運動を指導することもできるものとする。

### 「小学校学習指導要領解説 体育編」より

#### P33 例示

○宝取り鬼、ボール運び鬼

- ・相手（鬼）にタッチされたり、自分のマーク（タグやフラッグ）を取られたりしないように、逃げたり身をかわしたりすること。
- ・相手（鬼）のいない場所に移動したり、駆け込んだりすること。
- ・2・3人で連携して、相手（鬼）をかわしたり走り抜けたりすること。
- ・逃げる相手を追いかけてタッチしたり、マーク（タグやフラッグ）を取ったりすること。

#### P50 例示

○**タグラグビー**やフラッグフットボールを基にした易しいゲーム（陣地を取り合うゴール型ゲーム）

- ・ボールを持ったときにゴールに体を向けること。
- ・味方にボールを手渡したり、パスを出したりすること。
- ・ボール保持者と自分の間に守備者がいないように移動すること。

#### P72 例示

○**タグラグビー**、フラッグフットボール

- ・近くにいるフリーの味方にパスを出すこと。
- ・相手に取られない位置でドリブルすること。
- ・ボールを保持する人と自分の間に守備者を入れないように立つこと。
- ・得点しやすい場所に移動し、パスを受けてシュートなどをすること。
- ・ボールを保持する人とゴールの間に体を入れて相手の得点を防ぐこと。

### 「中学校学習指導要領解説 保健体育編」より

#### P138 例示

##### 内容の取扱い

(ウ) 球技の運動種目は、「ゴール型」、「ネット型」、「ベースボール型」で示している。なお、取り扱う運動種目は、「ゴール型」については、バスケットボール、ハンドボール、サッカーの中から、「ネット型」については、バレーボール、卓球、テニス、バドミントンの中から、「ベースボール型」については、ソフトボールを適宜取り上げることとしている。第1学年及び第2学年のうちに、これらの三つの型を全て履修できるようにするとともに、第3学年では、三つの型の中から、自己に適した二つの型を選択できるようにするとともに、第1学年及び第2学年の学習を一層深められるよう配慮することが必要である。

なお、学校や地域の実態に応じて、**タグラグビー**などの運動についても履修させることができることとしているが、原則として、その他の運動は、内容の取扱いに示された各運動種目に加えて履修させることとし、学校や地域の特別の事情がある場合には、替えて履修させることもできることとする。